

彩企業年金基金 最近のトピックス

いどりREPORT No.3では2018年5月から法律で改正されたポータビリティの拡充（DB・DC）、DCの自動移換、DCマッチング拠出制度の実施状況についてのお知らせと詳細を皆さまへお知らせいたします。

（※確定給付企業年金・以下「DB」、確定拠出年金・以下「DC」といいます。）

DBコラム

2018年5月からの改正事項

ポータビリティの拡充 DB DC

当基金の給付は、加入者期間1ヶ月から受けることができます。加入者期間1ヶ月以上10年末満で退職した人と、加入者期間10年以上で60歳前に退職した人は、ご選択により脱退一時金の給付を受けることができます。

この脱退一時金相当額を他制度へ移換できるのは加入者期間が10年末満の人のみでしたが、2018年5月からは加入者期間が10年以上で60歳前に退職した人についても他制度への移換ができるようになりました。

【脱退一時金相当額の他制度への移換】

脱退一時金を受けられる人	2018年4月まで	2018年5月から
加入者期間1ヶ月以上10年末満で退職した人	移換できる	移換できる
加入者期間10年以上で60歳前に退職した人	移換できない	移換できる



年金のポータビリティとは

脱退一時金相当額を転職先の年金制度などの他制度へ持ち運び（移換）、将来の年金給付につなげるしくみを、年金のポータビリティといいます。

基金からの ポータビリティ の選択肢



退職後の
状況は？

●転職先に企業年金制度などがある

●転職先に企業年金制度などがない
●転職先の企業年金制度などに移換できない
●就職しない

通算企業年金(企業年金連合会)

個人型DC(国民年金基金連合会・iDeCo)

※企業型DCの制度があり、マッチング拠出を導入している場合は加入できません。

企業型DC

厚生年金基金

※移換先の規約に規定がある場合に限ります。

DB

※移換先の規約に規定がある場合に限ります。

通算企業年金(企業年金連合会)

個人型DC(国民年金基金連合会・iDeCo)

※当基金では、ご退職された方へ喪失後のご案内をお送りしております。

そちらをご確認の上、ご不明な点等ございましたら基金事務局までご連絡ください。

DCの自動移換 DC

これまでには、企業型DCの加入者が資格を喪失してから6ヶ月以内に他制度への移換もしくは脱退一時金の請求をしない場合、年金資産は国民年金基金連合会に自動的に移換されていました。

今回の改正より、他の企業型DCまたは個人型DCの資格を取得している場合は、本人の申出による手続きがなくとも当該DCへ自動的に移換される取扱いが追加されました。